

監査報告書

令和4年5月25日

学校法人 楠学院

理事会御中

(評議員会御中)

監事 田中 俊樹 

監事 生田 智子 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人楠学院の寄付行為
第14条の規程に従い、学校法人楠学院の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の
学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続
を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の
行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上